

平成30年度

部会員会議
報告書

平成30年4月26日（木）
於：松阪市産業振興センター カリヨン別館



公益社団法人 松阪法人会青年部会



平成30年度 部会員会議 次第

開催場所・・・カリヨンプラザ 1階
(松阪市産業振興センター カリヨン別館)

1. 開会のことば 午後4時～
 2. 来賓紹介
 3. 部会長あいさつ
 4. 報告事項
 - (1) 平成29年度事業報告及び収支報告
 - (2) 一部部会会則変更
 - (3) 一部役員改選
 - (4) 平成30年度事業計画及び収支予算
 5. 来賓祝辞
 6. 閉会のことば
-

税務研修会

午後4時30分～

テーマ：「平成30年度税制改正と交際費」

講師：松阪税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 佐々木 康成 氏

《会場移動》

懇談会

午後6時～

卒業式

事業報告

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1. 諸会議等

名称	開催日	主たる議題	出席数	会場
部会員会議	4月12日	平成28年度事業報告及び収支報告 任期満了に伴う役員改選の件 平成29年度事業計画及び予算報告	30	市民活動センター
役員会	4月12日	部会員会議・税務研修会開催の件 「行ってみよう税! 税探検隊」の件	13	市民活動センター
	5月8日	「行ってみよう税! 税探検隊」の件	17	市民活動センター
	6月26日	県連青連協報告 「行ってみよう税! 税探検隊」開催の件 全国青年の集い「高知大会」の件	17	市民活動センター
	8月2日	「行ってみよう税! 税探検隊」の件 会員増強強化月間の件 歩け歩け大会(本会主催)、夏休み親子租税教室 (女性部会主体)協力の件	20	市民活動センター
	9月12日	「行ってみよう税! 税探検隊」の件 「親子そろって税金セミナー」の件 情報交換会「四日市」の件 署長講演会&税トークの件	13	市民活動センター
	1月30日	平成29年度事業報告・収支報告(中間)の件 平成30年度事業計画(案)・予算要望(案)の件 部会員会議開催の件	20	市民活動センター
	3月22日	本会理事会報告 一部会則変更(案)の件 一部役員改選(案)の件 平成29年度事業報告・収支報告(見込含む)の件 平成30年度事業計画(案)・収支予算(案)の件 部会員会議・卒業式開催の件 「行ってみよう税! 税探検隊」の件	15	市民活動センター
「行ってみよう税! 税探検隊」 実行委員会	5月15日	海上保安部打合せ	7	四日市海上保管部
	7月5日	チラシ封入作業 松阪市教育委員会訪問	5	事務局 松阪市教育委員会
	8月2日	名古屋税関打合せ	4	名古屋税関
県連青連協 役員会	9月28日	情報交換会の件	1	四日市法人会
	2月28日	情報交換会の件	1	大同ビル
東海連青連協 常任理事会	3月20日	総会・情報交換会等の件	1	名古屋 大同ビル
年間を通じ本会委員会へ出席				

2. 研修事業等

開催日	内容（講師・テーマ）	出席数
4月12日	税務研修会 消費税法等の改正ポイント 松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 服部健太郎 氏	32
5月8日	ワンポイント税務研修会 税制改正 ほか 松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 服部健太郎 氏	18
6月26日	ワンポイント税務研修会 酒税の税率構造の見直し・国際課税（国外財産に対する課税）ほか 松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 服部健太郎 氏	17
8月19日	夏休み親子租税教室（女性部会主体）	3
8月23日	「行ってみよう税！税探検隊」 対象者：松阪市内の小学4・5・6年生の児童及び保護者 開催場所：名古屋税関とセントレア 名古屋税関の仕事についての座学・麻薬探知犬のデモンストレーション・ 国際線制限エリア見学	親子で 99 来賓 4 関係者 16
10月14日	歩け歩け大会（本会共催） 清流“櫛田川”を望みながら「茶畑ウォーキング」	396
11月9日	全国青年の集い「高知大会」 租税教育活動プレゼンテーション 部会長サミット	1
11月10日	テーマ「租税教育活動の質的向上を目指して」 記念講演会「走ることで伝える大切な事～夢・出会い・絆～」 講師：お笑いタレント 間 寛平 氏	12
11月17日	第29回情報交換会「四日市」	10
11月21日	署長講演会 「マルサの仕事～脱税は社会公共の敵～」 松阪税務署長 二村 重紀 氏	30
	「直撃！！税トーク」 松阪税務署 総務課長 横山 幸泰 氏 個人課税第一部門 統括国税調査官 青山 和義 氏 資産課税部門 統括国税調査官 山川秀佳子 氏 法人課税第一部門 統括国税調査官 佐々木康成 氏	
12月22日	税制改正要望活動 松阪市長 竹上 真人氏・松阪市議会議長 山本 芳敬氏	1
1月30日	ワンポイント税務研修会 国外転出時課税制度(所得税)・国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲 松阪税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 佐々木 康成 氏	20
3月22日	ワンポイント税務研修会 組織再編（合併）・分掌変更による役員退職金（法人税） 松阪税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 佐々木 康成 氏	18

収 支 報 告 書

平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日

(参 考)

科 目	収 入	支 出	備 考
前年度繰越金	438,569		
受取負担金	193,000		年会費
管理費	1	6,884	
役員会費		5,200	
渉外慶弔費		0	
印刷製本費		984	
通品運搬費		700	
受取利息	1		
事業費	1,408,574	1,866,027	
部会員会議・ 懇談会費	92,000	330,100	卒業生記念品 3 人分含む
署長講演会& 税トーク	120,000	130,000	
青年の集い	484,804	682,325	収入/本会助成 (264,080 円) 参加者会費 (220,000 円) 等
情報交換会	34,770	34,770	本会助成
行ってみよう税～ 税探検隊	677,000	688,832	収入/本会助成 (500,000 円) 参加者会費 (123,000 円) 広報宣伝費 (54,000 円) 等
収 支 計	2,040,144	1,872,911	
次年度繰越金		167,233	

一部部会会則変更

公益社団法人松阪法人会 青年部会会則

(負担金) 第7条

変更前

(1) 部会の運営に充てるため、毎年度3,000円の負担金を支払わなければならない。

変更後

(1) 部会の運営に充てるため、毎年度5,000円の負担金を支払わなければならない。

一部役員改選

委員長	(株)ミヤテック	宮崎 正弥
副委員長	メットライフ生命(株)	萬部 貴史(たかひと)
副委員長	(有)川口自動車	川口 達也
副委員長	大同生命(株)	浅岡 和宏

役 員 名 簿

役 職	氏 名	法 人 名
部会長	庄 司 榮 樹	(株) 庄栄
副部会長	安 達 正 喜	(有) 教學舎 松阪乳幼稚園
	土 井 淳 子	(株) みなとや呉服店
	中 村 保 之	(株) フレンズ
役 員	浅 岡 和 宏	大同生命保険 (株)
	川 口 達 也	(有) 川口自動車
	熊 谷 義 彰	ジェイビーツーリスト (株)
	黒 宮 誠 司	(株) SK仮設
	庄 司 愛	(株) 安田損害保険三重代理店
	中 村 篤 史	クラギ (株)
	東 村 直 哉	明松ホーム (株)
	萬 部 貴 史	メットライフ生命 (株)
	湊 久 幸	三重塗料 (株)
	宮 崎 正 弥	(株) ミヤテック
宮 本 秀 模	(株) 宮本組	
顧 問	田 村 充 宏	(株) 田村組
	中 井 俊 彦	中井土木 (株)
	世 古 俊 子	(株) マスダ
	田 替 藤 健 二	(株) 田替藤商店
相談役	村 井 浩 一	(株) アドバンス中央

委員会別名簿

委員会		氏名	法人名	主たる事業（分掌業務）	本会 委員会
部会長		庄司 榮樹	(株)庄栄		e-Tax 推進 公益支援 全国大会 実行委員会
総合企画 委員会	担当副部長	中村 保之	(株)フレンズ	歩け歩け大会 福利厚生事業に関する事項 他の委員会の所掌に属さない事項	総務 厚生
	委員長	宮本 秀模	(株)宮本組		
	副委員長	黒宮 誠司	(株)SK仮設		全国大会 実行委員会
	副委員長	浅岡 和宏	大同生命保険(株)		
共益事業 推進 委員会	担当副部長	土井 淳子	(株)みなとや呉服店	税制改正の提言及び提言書の関係機関 への提出 組織強化活動の企画・実施 会員交流企画 全国青年の集い・情報交換会・懇談会	組織 税制
	委員長	庄司 愛	(株)安田損害保険三重代理店		
	副委員長	中村 篤史	クラギ(株)		
税知識 普及 委員会	担当副部長	安達 正喜	(有)教學舎 松阪乳幼稚園	講演会・研修会等の企画実施に関する 事項 会報誌及びホームページによる情報の 発信	研修 広報
	委員長	湊 久幸	三重塗料(株)		
	副委員長	熊谷 義彰	ジェイビーツーリスト(株)		
	副委員長	東村 直哉	明松ホーム(株)		
組織支援 委員会	担当副部長	安達 正喜	(有)教學舎 松阪乳幼稚園	部会員会議・役員会に係る事項 渉外（設営） 支援 租税教育に関する事項	
	委員長	宮崎 正弥	(株)ミヤテック		
	副委員長	萬部 貴史	メットライフ生命(株)		
	副委員長	川口 達也	(有)川口自動車		
顧問		中井 俊彦	中井土木(株)		
		田村 充宏	(株)田村組		
		世古 俊子	(株)マスタ		
		田替藤 健二	(株)田替藤商店		
相談役	村井 浩一	(株)アドバンス中央			

平成30年度 事業計画

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

開催年月	会 議 ・ 事 業 名	本会事業
平成30年 4月	部会員会議・税務研修会・卒業式・懇談会(4/26) 「行ってみよう税!税探検隊」打合せ会	理事会(4/24)
5月	役員会 「行ってみよう税!税探検隊」打合せ会・教育委員会との打合せ	総会(5/25)
6月	「行ってみよう税!税探検隊」打合せ会 県 青年部会連絡協議会役員会(6/) 東 青年部会連絡協議会情報交換会・定時総会(6/) 生活習慣病総合健診	
7月	役員会 「行ってみよう税!税探検隊」打合せ会 税務署長あいさつ 親子そろって税金セミナー打合せ会	
8月	役員会 夏休み親子租税教室(女性部会主体)(8/11) 「行ってみよう税!税探検隊」(8/20)	
9月	夏期講演会(本会共催)(9/5) 役員会 親子そろって税金セミナー打合せ会 租税教育活動「講師養成研修会」	理事会 夏期講演会
10月	役員会 親子そろって税金セミナー 歩け歩け大会(本会・女性部会共催)	歩け歩け大会
11月	役員会 署長講演会と税トーク 青年の集い「岐阜大会」(11/8~11/9) 税制改正要望(陳情) 税を考える週間行事	
12月	署長講演会と懇談会(本会共催) 親睦忘年会	理事会 署長講演会
平成31年 1月	署長との新春対談(本会・女性部会共催) 役員会	
2月	役員会 生活習慣病総合健診	理事会
3月	役員会 会員会議・税務研修会・卒業式・懇談会	東海大会

収 支 予 算 書

(平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日)

科 目・事業名	収入	支出	備 考
前年度繰越金	167,233		
受取負担金	330,000		@5000×66名分
本会助成金	664,300		青年の集い・行ってみよう税!! 税探検隊・税金セミナー
管理費	0	48,000	
役員会費		10,000	
渉外慶弔費		30,000	
印刷製本費		3,000	
通品運搬費		5,000	
事業費	0	1,113,533	
部会員会議・懇談会費		157,040	卒業生5名記念品・会場代等
署長講演会&税トーク		50,000	会場代等
青年の集い		151,000	
行ってみよう税～ 税探検隊		540,000	
税金セミナー		185,000	
予備費		30,493	
収 支 計	1,161,533	1,161,533	
収益計－費用計		0	

科目・事業間の流用を認める

卒業生ご芳名

会 員 名	事業所名
田口 哲也 様	(株) 田口組
綾野 寿昭 様	(有) すかや呉服店
北出 敏隆 様	(有) レンタル若葉
村井 俊之 様	(株) エムワン
西村 賢治 様	(有) 昭光堂

公益社団法人松阪法人会 部会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）定款第 40 条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会組織)

第 2 条 本会に次の部会を設置する。

(1) 青年部会

(2) 女性部会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の部会を置くことができる。

(部会の権限)

第 3 条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会会計)

第 4 条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(部会員)

第 5 条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

(部会役員)

第 6 条 部会には、部会運営に必要な役員を置き、部会員の中から選任する。

2 部会役員のうち 1 名を部会長、若干名を副部会長とし、部会役員の互選により選任する。

(顧問・相談役)

第 7 条 部会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

3 顧問・相談役は、部会長の諮問に応じる。

(部会役員の職務)

第 8 条 部会長は、所属部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(部会役員の任期等)

第 9 条 部会役員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(部会の会議)

第 10 条 部会の会議は、部会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

2 部会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員の全員をもって組織する。

3 部会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。

4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第 11 条 部会長は、会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

公益社団法人松阪法人会 青年部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）青年部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う若者としての資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、満50歳以下役員または従業員で、本部会の目的及び事業に積極的に協力し、本部会の趣旨に賛同する者によって組織する。

(委員会)

第 6 条 部会活動の充実を期することを目的とする委員会を置くことができる。

2 委員長、副委員長は部会長が指名し、役員会の承認を得る。

(負担金)

第 7 条 本会の運営に必要な経費は、原則として、本会の定める予算によってまかなうものとする。

- (1) 部会の運営に充てるため、毎年度5,000円の負担金を支払わなければならない。
- (2) 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(入 会)

第 8 条 本部会に入会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会入会申込書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

(退 会)

第 9 条 本部会の退会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会退会届」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。ただし、本会の会員資格を喪失した事業所の役員及びその従業員は、「公益社団法人青年部会退会届出書」を提出しなくても、本会事務局で退会の手続きをすることができる。

(その他)

第10条 この会則に定めがない事項については、役員会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この会則を改廃するときは、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成30年3月22日 変更

入会のご案内

入会すると何ができる？

その
1

会員同士の異業種交流

年会費は5,000円で松阪税務署管内に所存する企業（経営者）との交流の機会が多く、情報交換や個々の友好を深めることができます。

その
2

経営に役立つ税知識

税務署の幹部職員とお話できる機会があり、税知識を身に付ける等経営に役立つ助言が得られます。

その
3

地域と一体となった事業

地域の活動にも積極的に参加しています。

その
4

知識の向上と若手経営者の育成

経営・経済・税務などの講演会や研修会で豊富な知識を身に付けることができます。さらに、企画・運営に携わることで行動力を養い、若手経営者の育成にもつながります。

入会するにはどうすれば？

○会員資格について

公益社団法人松阪法人会に加入している企業に勤務する役員又は社員で、青年部会の目的を正しく理解し、活動に積極的に参加協力する意思を持つ50才未満の男性、女性といたします。

※公益社団法人松阪法人会に未加入の方は、同時にご加入ください。

○入会申込手続きについて

所定の申込書に必要事項を記入し、事務局に提出して下さい。（郵送でも可能です）

※申込書はホームページからもプリントアウトできます。

青年部会とは？

法人会は、60年を超える歴史を有し、約90万社が加入する団体です。税務署との協調のもと税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的に、全国各地の各法人会単位会を拠点として地域に密着した活動を展開しています。

その単位会のうちのひとつである松阪法人会は、昭和59年に社団法人として設立され、松阪税務署の管轄と同様の松阪市、多気町、明和町、大台町の会員企業により組織されてきました。新公益法人制度下においてもこれまでの歴史を継承しつつ、平成25年4月から公益社団法人として新たなステージを迎えています。

青年部会は、この松阪法人会において、会員企業に勤務する50歳未満の役員または社員の個人会員により構成されています。会員企業の経営者及び松阪法人会役員の後継者の育成の場であるとともに、松阪法人会活動推進の担い手をして大きな役割を有しています。

